

第1 甲の罪責

1. 甲がC信号機前から急発進し、追いついて自車車体をつかんでいるAを振り落としたことにつき、傷害罪(刑法(以下、略)204条)は成立しないか。
  - (1) この点、甲が自車を急発進させた際、Aはその車体をつかみ併走しており、甲車の加速についていけず、路上に転倒し、甲車の右後輪に轢過され右前胸部、右側頭部及び右顔面部分に重傷を負った。このことから、Aは生理的機能の障害されたものであり、「傷害」が認められる。
  - (2) もっとも、甲は、追いついたAが自車の車体をつかんで並走していることを認識してなく、暴行の故意が認められるかが問題となる。確かに、甲は、Aを振り切ったからの走行距離、信号で停車していた時間の長さ、Aを含む一般的な若い男性が走る速度などに思いをいたせば、Aが自車に追いついており、そのまま発進すれば、自車の車体をつかんで並走しているAを転倒させ巻き込み事故につながる可能性を認識することは十分可能だったものといえる。しかし、自動車の急発進それ自体による障害の危険性は通常ないことから、甲がAが甲車車体をつかんでいたことの認識などのAが転倒し車輪に巻き込まれるおそれを基礎付ける事情の認識がない場合は、暴行の故意を認めることは困難といえる。このことから、故意を欠く。
  - (3) したがって、甲に同罪が成立しない。
2. では、前述の行為につき、過失運転致傷罪(自動車運転死傷行為処罰法5条)が成立しないか。
  - (1) 「自動車の運転上必要な注意を怠」っていたかについて、甲は、前述の通り、Aが自車に追いつく可能性及びAが追いついた後に自動車を急発進すれば巻き込み事故につながる可能性を認識することは十分可能であったことから、客観的にみて結果が予測できており、自動車を運転する上で、そのような危険な結果を回避する義務があり、回避する可能性もあったものといえる。このことから、甲が自車を急発進させたことにつき、過失が認められ、「自動車の運転上必要な注意を怠」ったものである。  
また、甲の急発進行為により、Aは、傷害を負っている。
  - (2) もっとも、甲は、Aによる不正な侵害を避ける目的で、上記急発進に至ったのであるから、正当防衛(36条1項)は成立しないか。
    - ア. この点、Aは、甲に対して、「殺すぞ」「降りてこい」などの脅迫及びAの甲車の運転席側の窓ガラスを何度も手拳で叩くという暴行を加えており、甲は、急発進の際は、法益の侵害が現に存在していたとはいえないが、Aが脅迫暴行の手段を用いて甲車の車体にしがみついていることを踏まえると、加害意欲が旺盛であったといえ、法益侵害の危険が間近に押し迫っていたものといえ、「急迫不正の侵害」があったといえる。
    - イ. また、甲は、Aから受けた攻撃の状況をおおむね認識し、いったん振り切った後もAが追いついてくる可能性を把握し、これから逃れるために自車を急発進させ

たのだから、「自己・・・の権利を防衛するため」に急発進したものである。

ウ. もっとも、甲は車内という安全な空間におり、攻撃の相手方の武器は手拳や脅迫などによることを踏まえると、甲が車で急発進させることは必要最小限度の行為といえず、「やむを得ずにした行為」といえないように思える。しかし、前述の A の脅迫等により、恐怖心を抱き、その場から逃れることに必死であった精神状態の下では、甲が急発進したことは、甲にとって A の攻撃を避ける必要最小限度の行為であったといえる。

エ. したがって、甲に正当防衛が成立する。

(3) 以上のことから、甲に同罪は成立しない。

## 第2 乙の罪責

1. 乙が右にハンドルを切り、対向車線に進出した行為につき、過失運転致傷罪が成立しないか。

(1) 乙は、歩道を歩いている女子高生に視線を送りながら、前方の注視を怠り運転していたものであり、A との衝突を避ける際、対向車線の状況を十分確認することなく、右にハンドルを切っていることから、「自動車の運転上必要な注意を怠」ったものである。

また、乙のハンドルを右に切った行為により、D の運転する軽自動車と衝突し、D に内臓破裂の傷害を負わせたものである。

(2) もっとも、乙のハンドルを切った行為は、A との衝突を避けるために行ったものであるから、緊急避難(37 条 1 項)が成立しないか。

ア. 乙がハンドルを右に切ったのは、乙車の進行する前方路上に A が倒れていたものであり、そのまま直進すると A を轢き殺してしまう危険が現に存在しており、これを避ける目的によるものである。このことから、「他人の生命・・・に対する現在の危険を避けるため」の行為であったといえる。

イ. また、乙が激しい衝撃音を耳にして前方を注視し、路上に倒れている A を発見したときには、既に A の手前で安全に停止することは不可能であった。このことから、乙が A との衝突を避けるため自車のハンドルを右に切ったことは、「やむを得ずにした行為」といえる。

ウ. しかし、乙が避けようとした害は、A との衝突による身体生命への危険であり、他方でその回避により生じた害は、D への内臓破裂の重傷という身体への危険及び D 車を破損させるといった財産権の侵害である。このことから、乙が避けようとした害はより多くの法益を侵害しているものであり、「これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった」といえない。

エ. 仮に、法益が権衡していたとしても、乙は歩道を歩いている女子高生に視線を送りながら、前方の注視を怠り運転していたものであり、このような注意義務違反がなければ、乙は A を轢過せず、自動車を停止させることが可能であったから、緊

- 急避難行為が社会的に相当なものであったといえず、緊急避難は認められない。
- (3) したがって、乙に同罪が成立する。

以上